



最低賃金引上げの支援策



業務改善助成金

令和7年9月5日から制度が
拡充されました！（※）

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ＋設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後
- ・交付申請期間（三重県内の事業場：**令和7年11月20日**）

キャリアアップ助成金 （賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

最低賃金引上げに合わせて改定する場合、新最低賃金発効日の前日（11/20）までに取り組む必要があります。

NEWS

令和7年9月5日から制度が拡充されました！（※）

- ・対象事業場の範囲を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで（三重県内の事業場：**1,086円まで**）」に拡充しました。
- ・最低賃金改定日の前日（三重県内の事業場：**令和7年11月20日**）までに賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要となりました。